平成２８年（フ）第５９４号
静岡市葵区瀬名川１丁目６番１―205号
債務者　山田　優子
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月16日午後２時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６３号
愛知県豊川市八幡町鐘鋳場293番地、従前の住所愛知県豊川市蔵子１丁目26番地39
債務者　沼田はるみ
1　決定年月日時　平成28年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月16日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第４０６号
静岡県浜松市中区神田町203番地の１　コーポミナミ205号室、前住所静岡県浜松市中区神田町203番地の１　コーポミナミ102号室
債務者　青島　孝吉
1　決定年月日時　平成28年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１７１１号
神奈川県大和市南林間１丁目７番19号　シンソービル５Ｆ
債務者　梅田　重雄（旧氏名孫正煥・梅田政嗣）
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２２０９号
横浜市金沢区寺前２丁目24番４号　パレスビレッジ105
債務者　人見　康昭
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２２２６号
横浜市瀬谷区阿久和西１丁目20番地２　くぬぎの森Ⅲ　203号室
債務者　京野　　晃
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９６２号
東京都多摩市和田2000―11グレースハウス202、住民票上の住所東京都多摩市諏訪４丁目24番地の３プレシス多摩永山レヴィエ306
債務者　海老原　恵
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月26日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２０３８号
神奈川県高座郡寒川町倉見2156番地２　プリムローズＢ101
債務者　松原　由和
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１０６号
横浜市都筑区牛久保東１丁目20番16号　セントエスト202
債務者　藤田　百恵（旧姓青木）
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第３５号
茨城県かすみがうら市稲吉南１丁目23番１号
破産者　渡邉　直樹
1　決定年月日　平成28年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１３９号
岡山県津山市大谷415番地12
破産者　藤原　正敏
1　決定年月日　平成28年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２８年（フ）第１１号
名古屋市中川区富田町大字千音寺字仏供田2958番地の１　ハイツ岡村101号、開始決定時の住所愛知県津島市鹿伏兎町下春日台８番地８
破産者　水島　義廣
1　決定年月日　平成28年11月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２３４９号
大阪府高槻市天神町１―４―５　ベル・エトワール301号、住民票上の住所滋賀県大津市大石東３丁目10番８号
破産者　出水　三郎
1　決定年月日　平成28年11月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４１０１号
東京都世田谷区岡本１丁目31番12号
破産者　森　　博彦
1　決定年月日　平成28年11月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６５号
兵庫県明石市西明石南町２丁目12番４号　新田マンション201号
破産者　後呂　文俊
1　決定年月日　平成28年11月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０５号
兵庫県姫路市網干区新在家1367番地21　サンパレス21姫路703号、従前の住所兵庫県相生市川原町９番４号
破産者　松下　敬子
1　決定年月日　平成28年11月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部